

(証券コード 9835)
2022年5月11日

株 主 各 位

島根県益田市遠田町2179番地1

株式会社ジュンテンドー

代表取締役社長 飯塚 正

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3ページから5ページまでの「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2022年5月26日（木曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2022年5月27日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 島根県益田市遠田町2179番地1
当社本社（ジャストホール）
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください） |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 第61期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）
事業報告および計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第 1 号 議 案 | | 剰余金処分の件 |
| 第 2 号 議 案 | | 定款一部変更の件 |

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎事業報告、計算書類および株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.juntendo.co.jp/>）に掲載させていただきます。

【新型コロナウイルス感染防止への対応について】

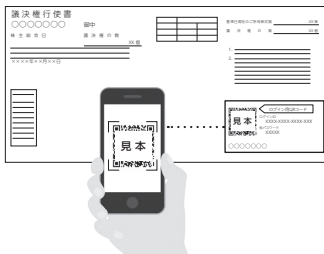
- ◎本総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの感染状況や、ご自身の健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。また、本総会の議決権行使は、書面（郵送）または電磁的方法（インターネット）による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。
- ◎本総会にご来場の際は、マスクの着用や手指の消毒等、感染予防のご配慮とご協力をお願い申し上げます。
- ◎当日は、受付にて検温を実施いたします。会場内でのマスク着用等の感染防止にご協力いただけない方、体調不良と思われる方は、感染拡大防止の観点からご入場を制限させていただく場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ◎会場におきましては、係員のマスク着用など感染予防措置を講じてまいります。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会における、新型コロナウイルス感染防止への対応については、当社ウェブサイト (<https://www.juntendo.co.jp/>) に掲載させていただきます。今後の状況変化によっては、内容を随時変更いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

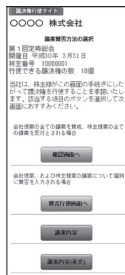
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

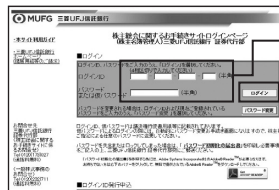
再行する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

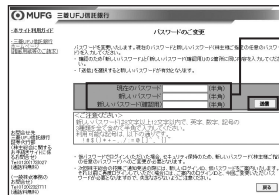
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使について
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

インターネットによる議決権行使の際のご注意

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

- ・毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止いたします。
- ・インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合もございます。
- ・株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。なお、新しいパスワードはお忘れにならないでください。
- ・複数回にわたり議決権行使された場合の取扱い
 - (1) 議決権行使書の郵送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
 - (2) インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- ・議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。

ご不明な点がございましたら、以下のヘルプデスクへお問い合わせください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027 （受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

第61期事業報告

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と縮小が繰り返される中、行動制限の緩和と強化が断続的に行われ、そのたびに経済活動、消費活動に影響を及ぼし、先行き不透明な状況が続きました。個人消費につきましては、年度後半、ワクチン接種の進展に伴う行動制限の緩和により明るい兆しが見えてまいりましたが、年明け以降、オミクロン株の流行拡大により、消費マインドは本格的な回復には至りませんでした。今後におきましては、不安定な国際情勢が原油をはじめとした原材料価格の高騰に拍車をかけ、その影響による企業収益の悪化と雇用・所得環境の悪化、食品や日用品の物価上昇による消費マインドの低下等の要因により景気が後退することが懸念されます。

このような経営環境のもと、当社では地方都市、中山間地、離島のなくてはならないインフラとなるべく、社会的距離の確保、店舗における除菌・消毒・換気等による良好な衛生環境の維持、社員の健康管理等の適切な感染拡大防止対策を実施し、お客様と社員の安全と健康を最優先としたうえで、営業を継続してまいりました。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ワクチン接種をした社員に対しては特別手当を支給することで、社員のワクチン接種を積極的に推進いたしました。

営業収益につきましては、前年の感染症対策衛生用品の需要の急増や巣ごもり特需の反動減により、前事業年度に対して減少いたしました。一方、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、在宅時間を充実させるための巣ごもり需要は継続しており、「ホームセンターは農業、園芸、資材、金物、工具、ワーキングの専門店である。」の基軸に基づいた商品施策に継続して取り組んできたことにより、DIY及び家庭園芸等の需要を取り込むことができ、当初の目標を達成することができました。事業年度中は盛夏時期の天候不順はあったものの、総じて天候には恵まれ、特に園芸植物におきましては、商品力及び鮮度管理の強化の効果もあり、好調だった前事業年度をも上回りました。また、農業関連部門、資材工具部門におきましても、プロユースの取り込みに注力しており、堅調に推移いたしました。

売上高の減少に伴い、売上総利益も減少し、販売費及び一般管理費については、会社の持続的成長のための人材投資のため、人件費が増加したこともあり、営業利益、経常利益、当期純利益は前事業年度を下回ったものの、当初の目標を達成することができませんでした。

店舗につきましては、ホームセンター1店の開店と3店の全面改装を実施し、ホームセンター2店を閉店いたしました。これにより、当事業年度末の店舗数は130店（ホームセンター126店、ブックセンター4店）となり、前事業年度末比1店の減少となりました。また、売場面積は248,270平方メートルで、前事業年度末比692平方メートル（0.3%）の増加となりました。

以上の結果、当事業年度の営業収益（売上高および営業収入）は461億6百万円で、前年度比20億7千4百万円（4.3%）の減少となりました。うち売上高は443億3千4百万円で、前年度比20億3千5百万円（4.4%）の減少となり、営業収入は17億7千1百万円で、前年度比3千9百万円（2.2%）の減少となりました。

商品別売上高では、家庭雑貨・家庭電器が121億5千8百万円で前年度比17億2千1百万円の減少、園芸農業・資材工具が235億5千2百万円で前年度比3億7千万円の減少、趣味・嗜好が76億2千4百万円で前年度比1億4千2百万円の増加、その他の売上が3百万円で前年度比微減、関連事業が9億9千5百万円で前年度比8千6百万円の減少となりました。

損益面におきましては、営業利益は12億3千3百万円で、前年度比10億4千6百万円（45.9%）の減少となりました。また、経常利益は12億6千1百万円で、前年度比9億9千8百万円（44.2%）の減少、当期純利益は6億6百万円で前年度比7億6千5百万円（55.8%）の減少となりました。

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 商品別売上高の状況

(単位 百万円)

区 分	第58期 2019年2月期	第59期 2020年2月期	第60期 2021年2月期	第61期(当事業年度) 2022年2月期
家庭雑貨・家庭電器	12,056 (27.7)%	12,008 (28.3)%	13,880 (28.8)%	12,158 (26.4)%
園芸農業・資材工具	20,388 (46.9)	20,576 (48.6)	23,922 (49.7)	23,552 (51.1)
趣味・嗜好	6,991 (16.1)	7,094 (16.8)	7,482 (15.5)	7,624 (16.5)
その他	8 (0.0)	4 (0.0)	3 (0.0)	3 (0.0)
関連事業	2,479 (5.7)	1,031 (2.4)	1,081 (2.2)	995 (2.2)
売上高合計	41,924 (96.4)	40,715 (96.1)	46,370 (96.2)	44,334 (96.2)
営業収入	1,588 (3.6)	1,660 (3.9)	1,811 (3.8)	1,771 (3.8)
営業収益(売上高 および営業収入合計)	43,512 (100.0)	42,375 (100.0)	48,181 (100.0)	46,106 (100.0)

- (注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。
 2. ()内数字は、構成比率であります。
 3. 上記営業収益、売上高および営業収入には、消費税等は含まれておりません。
 4. 商品別売上高の各構成内容は次のとおりであります。

家庭雑貨・家庭電器……………台所用品、家庭用品、日用消耗品、家電製品、
 寝装・インテリア等
 園芸農業・資材工具……………家庭園芸用品、農業用品、工具・建築金物、
 塗料・作業用品等
 趣味・嗜好……………ペット用品、オフィス・店舗用品等
 その他……………消耗品等
 関連事業……………書籍・CD・DVD、ドラッグ等

なお、2019年2月28日に行われたドラッグストア事業の事業譲渡により、第59期以降の関連事業には、ドラッグは含まれておりません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資額は8億5千2百万円で、その主なものは次のとおりであります。

① 当事業年度中に完成した主要設備

名 称	区 分	所 在 地	売場面積 (㎡)	開店年月	内 容
神 西 店	新設	島 根 県 出 雲 市	3,081	2021年11月	ホームセンター店舗

② 当事業年度末継続中の主要設備の新設、拡充

名 称	区 分	所 在 地	売場面積 (㎡)	開店(予定)年月	内 容
妹 尾 店	新設 (建替)	岡 山 県 岡 山 市	2,219	2022年7月	ホームセンター店舗
加 西 店	新設 (建替)	兵 庫 県 加 西 市	4,330	2022年9月	同 上
浜 村 店	新設 (建替)	鳥 取 県 鳥 取 市	2,988	2022年10月	同 上
長 船 店	新設	岡 山 県 瀬 戸 内 市	3,364	2022年11月	同 上

③ 重要な固定資産の除却、売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

(4) 資金調達の状況

当事業年度における設備資金は、自己資金および借入金で賄っております。

(5) 対処すべき課題

国内外における新型コロナウイルスの感染拡大により、日本経済の先行きが懸念される状況にあります。また、小売業におきましても、継続する人口減少により市場規模が縮小していく中で、業種業態を問わず企業間競争は熾烈を極めております。加えて、人手不足、人口減少社会により、事業にとって必要な人材の確保が難しくなってきております。

こうした状況のもと、当社は次の課題に取り組んでまいります。

「地方都市、中山間地、離島のなくてはならないインフラになろう」の志・経営理念のもとに、「ホームセンターは、農業、園芸、資材、金物、工具、ワーキングの専門店である」の基軸にもとづき、商品・販売施策強化と修理、貸出、技術提供等のサービス面の充実を図ってまいります。一方、ブックセンター事業を含め、地域インフラの充実整備に努めます。

事業活動におきましては、人件費単価の上昇に対して生産性を向上することやその他の経費の縮減に努めてまいります。

加えて、財務面におきましても、経営資源を最大限に有効活用し、企業体質及び財務体質の強化に努めてまいります。

(6) 財産及び損益の状況

区 分	第58期 2019年2月期	第59期 2020年2月期	第60期 2021年2月期	第61期(当事業年度) 2022年2月期
営業収益 (売上高および営業収入) (百万円)	43,512	42,375	48,181	46,106
経常利益 (△経常損失) (百万円)	△32	250	2,259	1,261
当期純利益 (△純損失) (百万円)	△8	86	1,372	606
1株当たり当期純利益 (△純損失) (円)	△1.04	10.77	170.18	74.96
純資産 (百万円)	10,630	10,602	11,898	12,454
総資産 (百万円)	35,736	35,667	35,129	34,637

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 1株当たり当期純利益(△純損失)は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

下記の1社は子会社であります。重要性が乏しいものとして、連結の範囲から除外しております。

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ジャストサービス株式会社	3,000千円	100%	保険代理業等

(8) 主要な事業内容

当社は住関連用品を販売するホームセンターを中心として、その他に書籍販売を営む小売業であります。

店舗数は2022年2月末現在130店であり、その他に商品保管及び店舗への商品供給を目的として、5箇所の物流センターを運営しております。

その取扱主要品目は、台所用品、家庭用品、日用消耗品、家電製品、寝装・インテリア、家庭園芸用品、農業用品、工具・建築金物、塗料、作業用品、ペット用品、オフィス・店舗用品、消耗品、書籍、CD・DVD等であり、販売方法は、セルフサービス方式を主体とした直営店で店頭現金小売を基本としております。

(9) 主要な営業拠点

- ① 本社（管理本部） 島根県益田市
- ② 営業本部 広島県安芸郡府中町
- ③ 店舗

府 県 名 (店 舗 数)	営 業 店 名
島 根 県 (21店)	川津店、浜田店、大社店、下本郷店、西郷店、江津店、益田店、出雲南店、大田店、横田店、川本店、六日市店、大東店、平田店、飯南店、大庭店、安来店、神西店、ブックセンター大田店、ブックセンター浜田店、ブックセンター高津店
山 口 県 (23店)	東萩店、緑町店、岩国店、平生店、大島店、新南陽店、厚狭店、彦島店、常盤店、徳佐店、菊川店、滝部店、通津店、湯田店、川棚店、光店、厚南店、須々万店、南岩国店、周南店、岩国インター店、深溝店、棕野店
広 島 県 (32店)	熊野店、五日市店、安芸津店、吉田店、黒瀬店、庚午店、沼隈店、千代田店、大崎店、芸北店、仁保店、佐伯店、可部南店、安芸府中店、甲山店、竹原店、大野店、沼田店、庄原店、東城店、高屋店、廿日市店、F C水呑店、吉舎店、音戸店、中庄店、戸河内店、八本松店、大柿店、豊栄店、大竹店、ブックセンター庄原店
岡 山 県 (13店)	原尾島店、津高店、妹尾店、高梁店、矢掛店、津山店、吉井店、吉備津店、落合店、新見店、御津店、岡山神崎店、茶屋町店
鳥 取 県 (12店)	用瀬店、郡家店、駅南店、淀江店、安倍店、浜村店、西倉吉店、久米店、岩美店、境港店、伯耆店、北栄店
兵 庫 県 (15店)	神崎店、和田山店、豊岡店、書写店、八鹿店、兵庫春日店、日高店、出石店、稲美店、網干店、山南店、加西店、西脇店、社店、柏原店
京 都 府 (5店)	網野店、綾部店、マイン峰山店、福知山店、西舞鶴モール店
和 歌 山 県 (5店)	古屋店、貴志川店、下津店、高野口店、和佐店
奈 良 県 (3店)	五條店、香芝店、西ノ京店
三 重 県 (1店)	名張店

④ 物流センター

県名	事業所数	所在地
広島県	1箇所	東広島市
	1箇所	安芸高田市
	1箇所	山県郡北広島町
兵庫県	2箇所	三木市、篠山市

(10) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減(△)	平均年齢	平均勤続年数
576名	△3名	42.5歳	19.2年

(注) 上記従業員数は、正社員（正社員に準ずる者を含む）の期末在籍者数から、出向派遣者を除き、出向受入者を加えた就業人員を記載しております。また、契約社員120名、パートタイマー703名（期中平均、1日平均8時間換算）は含んでおりません。なお、期末日現在で、出向者の受入はありません。

(11) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社 山陰合同銀行	4,537
株式会社 山口銀行	1,334
株式会社 日本政策投資銀行	1,119
株式会社 伊予銀行	729
株式会社 三井住友銀行	707
株式会社 もみじ銀行	499
株式会社 みずほ銀行	462
株式会社 中国銀行	369
株式会社 広島銀行	100
株式会社 商工組合中央金庫	97

(注) 借入金残高の百万円未満は切り捨てて表示しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 28,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,111,768株 (自己株式 219,396株を除く。)
- (3) 株主数 7,567名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 株	持株比率 %
飯塚 正	2,245,500	27.68
有限会社サンデーズ	1,071,600	13.21
株式会社山陰合同銀行	365,266	4.50
ジュンテンドー社員持株会	341,647	4.21
アイリスオーヤマ株式会社	223,172	2.75
株式会社山口銀行	184,000	2.27
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	149,600	1.84
山 令 子	141,600	1.75
大 田 圭 子	141,200	1.74
J - N E T 株式会社	125,600	1.55

- (注) 1. 当社は自己株式を219,396株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年4月9日開催の取締役会決議に基づき、当社社員のための福利厚生増進策として、社員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度を導入いたしました。当社は、2021年5月28日開催の取締役会において決議し、ジュンテンドー社員持株会を割当先に、譲渡制限付株式としての自己株式の処分を行いました。

① 処分期日	2021年8月27日
② 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 47,300株
③ 処分価額	1株につき691円
④ 処分総額	32,684,300円
⑤ 割当方法（割当先）	第三者割当の方法による（ジュンテンドー社員持株会 47,300株）

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
飯塚 正	代表取締役社長	ジャストサービス株式会社 取締役
森川 修	常務取締役 (営業本部長)	
小田 恭司	取締役 (管理本部長兼ブックセンター営業部長)	ジャストサービス株式会社 代表取締役社長
小林 仁	取締役 (店舗開発部長)	_____
永井 智寛	取締役 (情報システム部長)	_____
田中 浩司	取締役 (総務人事部長)	_____
松浦 誠	取締役 (管理本部副本部長兼経理部長)	_____
重白 定之	取締役 (商品事業部長)	_____
藤井 恭司	取締役 (販売事業部長兼店舗統括部長)	_____
尾原 司	取締役 (経営企画室長)	_____
村上 正行	取締役	_____
濱 廣一雄	常勤監査役	ジャストサービス株式会社 監査役
羽柴 克郎	監査役	_____
牛尾 義昭	監査役	_____

- (注) 1. 取締役村上正行氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役羽柴克郎氏及び牛尾義昭氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役藤井恭司氏は2021年5月28日開催の第60回定時株主総会において新たに取締役に選任され就任いたしました。
 4. 取締役尾原 司氏は2021年5月28日開催の第60回定時株主総会において新たに取締役に選任され就任いたしました。
 5. 取締役吉野順祥氏は2021年5月28日開催の第60回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
 6. 監査役牛尾義昭氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 7. 取締役村上正行氏並びに監査役羽柴克郎氏及び牛尾義昭氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

1).取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、社是「関わる人々の幸せに貢献できる会社を創造しよう」と「地方都市、中山間地、離島のなくてはならないインフラになろう」の志・経営理念及び「ホームセンターは農業、園芸、資材、金物、工具、ワーキングの専門店である」の基軸のもと、地域社会に貢献し長期的な繁栄と成長をすることを目指しております。

報酬体系については、短期的な利益偏重になることなく、上記の実現を図る環境の構築を重視しているため、一時的な利益変動に連動させる報酬体系を採用せず、固定報酬のみを毎月1回支払うものとしております。

各取締役の報酬については、株主総会決議の範囲内で役位に応じて定められた基本報酬をベースに、前期の業績並びに今後の見通しを踏まえ、代表取締役が取締役会に諮って決定しております。

また、各監査役の報酬は株主総会で決定した報酬総額の範囲内において監査役が協議の上、決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、当該決定方針に整合していることを確認し決定していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

2).取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役については1991年11月25日開催の第30回定時株主総会において、年額150,000千円以内と決議されており（同定時株主総会終結時の取締役の員数は9名）、監査役については1990年11月26日開催の第29回定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議されております。（同株主総会終結時の監査役の員数は3名）

3).取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	86,049	86,049	—	—	12
(うち社外取締役)	(3,600)	(3,600)	(—)	(—)	(1)
監査役	16,410	16,410	—	—	3
(うち社外監査役)	(4,800)	(4,800)	(—)	(—)	(2)
合計	102,459	102,459	—	—	15
(うち社外役員)	(8,400)	(8,400)	(—)	(—)	(3)

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役8名の使用人分給与等及び賞与67,444千円を支給しております。
2. 事業年度末日現在の取締役の人数は11名（社内取締役10名、社外取締役1名）、監査役の人数は3名（社内監査役1名、社外監査役2名）で取締役のうち使用人兼務取締役の人数は8名であります。
3. 当社は2004年5月25日開催の第43回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、就任時から2004年2月29日までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める金額を限度としております。

(4) 役員賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で当社及び当社の子会社のすべての取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補償するものであり、1年毎に契約更新しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における活動状況

氏名	村上 正行
地位	取締役
主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席し、元公務員として豊富な経験と幅広い知見から、取締役会の審議等に関して必要に応じて適宜質問及び発言を行うなど、コンプライアンス経営の強化に向けた当社の経営方針に関して尽力いただいております。

氏名	羽柴 克郎
地位	監査役
主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要	当事業年度に開催された取締役会12回すべて、監査役会12回すべてに出席し、主に司法書士としての専門的知見から、取締役会および監査役会の審議等に関して必要に応じて適宜質問及び発言を行うなど、中立・客観的な立場から経営を監視していただいております。

氏名	牛尾 義昭
地位	監査役
主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要	当事業年度に開催された取締役会12回すべて、監査役会12回すべてに出席し、主に税理士としての専門的知見から、取締役会および監査役会の審議等に関して必要に応じて適宜質問及び発言を行うなど、中立・客観的な立場から経営を監視していただいております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	金 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	24,000千円

(注) 監査役会は、監査計画と実績の対比及び監査実績の分析・評価の結果を踏まえ、また、職務の執行状況等を確認し、日本監査役協会の「会計監査人との連携に関する実務指針」等を参考に検討した結果、会計監査人の報酬等につき同意を行っています。

(3) 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 24,000千円

(注) 1. 上記(2)項及び(3)項の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記(2)項および(3)項の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当したと認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、取締役会が、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

当社は、「関わる人々の幸せに貢献できる会社を創造しよう」を経営理念としております。お客様に新鮮でより快適な住まいと、暮らしを営んでいただくための生活提案を行い、より良い品をより安く提供するを基本理念として、「お客様に感謝の気持ちと、お客様の立場に立った」いっそうのサービスをすることを行動理念とし生活を応援しております。

当社はこうした経営理念の実現を通して、「地方都市、中山間地、離島のなくてはならないインフラになろう」の志のもと、地域社会に貢献し、また、昨今における急激な経営環境の変化に迅速・的確に適応し、長期的な繁栄と成長を目指しております。

このため、当社は、経営の透明性・健全性を高めるため自己牽制力のある組織に改善するとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制の確立を実現してまいりました。

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、社是「関わる人々の幸せに貢献できる会社を創造しよう」を経営理念とし、「私たちの誓い」を行動規範として社内に徹底します。

コンプライアンス経営を推進するため全体を統括する組織として、コンプライアンス委員会（事務局）を設置するとともに、コンプライアンス規程及びコンプライアンスマニュアルを制定しています。

監査室は、会社の業務執行状況を監視し定期的に取り締役会へ報告します。

「社内通報規程」に基づく社内通報制度を制定し、重要な企業倫理違反の早期発見と防止を図ります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、その他の定例会議の議事録は、文書管理規程に基づき保存、管理を行います。

取締役会議事録、その他の定例会議の議事録は、必要に応じて閲覧ができるよう整備します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、損失の危機に関しては、「リスク管理規程」の定めることに基づき営業本部長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、当社及び子会社全体のリスクを網羅的に把握・管理する体制の構築を行い、これを運用します。

また、リスク管理委員会は、内部統制委員会、情報管理委員会とリスク管理に関し緊密に連携し、内部統制委員会のもとで適切なリスク対策を行います。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催しています。

また、取締役会で決議された条件の中で、経営会議において決議・協議を行う条件が付与された案件は、経営会議を開催して決議・協議を行います。

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、効率的に執行ができるように定めています。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社企業グループは、「子会社管理規程」を定めコンプライアンスマニュアル及び社内通報制度をグループ共通とし、コンプライアンス委員会がグループ全体を統括するコンプライアンス経営を行います。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助するため使用人を置くことを監査役が求めたときは、社内で必要な体制をとります。

また、使用人の取締役からの独立性を確保するため、同使用人は監査役の指示に従い職務を行うものとし、その任命、評価等は監査役会と協議して行います。

⑦ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人並びに子会社の取締役等は、監査役会と取締役とが、あらかじめ協議し定めた事項について監査役会に報告する体制をとっています。

- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前号の報告をした者がそのことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止し、その旨を社内に周知徹底します。

- ⑨ 監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続き等に関する事項
当社は、監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の手続き等について、速やかに当該費用または債務を処理します。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役会をはじめとする重要会議への出席、取締役からの業務執行状況の聴取、重要な決裁書類等の閲覧等を通じ、取締役会の意思決定の過程、及び取締役の業務執行について監査の実効性の確保を図っています。

- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
当社は市民社会の秩序や安全性に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当な要求は断固拒否し、これらとの係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないことを基本方針とします。

- ⑫ 業務の適正を確保するための体制の運用状況について
上記に記載しています当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況は、定期的に内部統制委員会（前期10回開催）を開催し、運用上見いだされた問題点等の是正・改善状況を協議・検証し、リスク管理委員会、情報管理委員会と連携し、講じた是正・改善状況及び再発防止策等並びに業務プロセスの整備と運用状況の評価を実施した結果を、半期ごとに取締役会へ報告することで適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。また、コンプライアンスについては社員階層別研修において講義を実施し、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,581,589	流動負債	11,304,628
現金及び預金	1,398,587	支払手形	131,537
売掛金	231,261	電子記録債権	3,901,829
商品	12,353,707	買掛金	2,819,747
貯蔵品	31,260	短期借入金	300,000
前払費用	264,756	1年内返済予定の長期借入金	2,296,306
建設協力金	92,645	リース債権	85,046
その他	209,371	未払金	664,897
固定資産	20,055,842	未払費用	377,480
有形固定資産	15,687,818	未払法人税等	135,162
建物	8,141,576	預り金	41,701
構築物	675,961	前受収益	47,998
機械装置	92,811	賞与引当金	170,492
器具備品	550,447	ポイント引当金	274,787
土地	5,988,747	設備関係支払手形	53,900
リース資産	191,430	その他	3,741
建設仮勘定	46,842	固定負債	10,877,956
無形固定資産	273,509	長期借入金	7,361,438
借地権	57,644	リース債権	146,540
ソフトウェア	180,162	預り敷金	248,558
電話加入権	7,616	退職給付引当金	2,375,882
リース資産	17,121	資産除去債	531,286
その他	10,964	その他	214,250
投資その他の資産	4,094,513	負債合計	22,182,584
投資有価証券	300,553	(純資産の部)	
関係会社株	3,000	株主資本	12,412,596
出資	312	資本金	4,224,255
長期貸付金	3,835	資本剰余金	4,011,275
長期前払費用	821,889	資本準備金	3,999,241
前払年金費用	3,779	その他資本剰余金	12,034
繰延税金資産	399,947	利益剰余金	4,272,796
建設協力金	633,631	利益準備金	715,126
敷金の	1,669,622	その他利益剰余金	3,557,669
その他	257,944	別途積立金	1,319,189
資産合計	34,637,432	繰越利益剰余金	2,238,480
		自己株式	△95,730
		評価・換算差額等	42,250
		その他有価証券評価差額金	42,250
		純資産合計	12,454,847
		負債純資産合計	34,637,432

損益計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額	
売上高		44,334,982
売上原価		31,439,849
売上総利益		12,895,133
不動産賃貸収入	541,519	
業務受託収入	1,230,351	1,771,870
営業総利益		14,667,004
販売費及び一般管理費		13,433,676
営業利益		1,233,327
営業外収入		
受取利息	11,456	
受取配当金	10,688	
受取手数料	6,905	
受取保険金	33,936	
雑収入	39,106	102,093
営業外費用		
支払利息	62,156	
雑損	11,798	
その他	19	73,974
経常利益		1,261,446
特別利益		
固定資産売却益	0	
賃貸借契約解約益	576	
工事負担金等受入額	15,740	16,318
特別損失		
固定資産売却損	51	
固定資産除却損	64,529	
投資有価証券売却損	824	
減損損	185,164	250,568
税引前当期純利益		1,027,196
法人税、住民税及び事業税	410,409	
法人税等調整額	10,204	420,613
当期純利益		606,582

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
別途積立金	繰越利益剰余金							
2021年3月1日 期 首 残 高	4,224,255	3,999,241	-	3,999,241	715,126	1,319,189	1,752,870	3,787,186
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△120,973	△120,973
当期純利益	-	-	-	-	-	-	606,582	606,582
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	12,034	12,034	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	12,034	12,034	-	-	485,609	485,609
2022年2月28日 期 末 残 高	4,224,255	3,999,241	12,034	4,011,275	715,126	1,319,189	2,238,480	4,272,796

	株 主 資 本			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	評価・換算 差 額 等 その他有価 証券評価差 額 金	
2021年3月1日 期 首 残 高	△116,230	11,894,453	4,043	11,898,497
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	-	△120,973	-	△120,973
当期純利益	-	606,582	-	606,582
自己株式の取得	△150	△150	-	△150
自己株式の処分	20,650	32,684	-	32,684
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	-	-	38,206	38,206
事業年度中の変動額合計	20,499	518,143	38,206	556,349
2022年2月28日 期 末 残 高	△95,730	12,412,596	42,250	12,454,847

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式……………移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの……………移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品……………売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。ただし、配送センター在庫は、移動平均法による原価法によっております。

② 貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法によっております。

ただし、1998年4月以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアの減価償却方法は、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、リース取引開始日が2009年2月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

④ 長期前払費用……………均等償却をしております。

3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 店舗閉鎖損失引当金……………店舗閉店に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる閉店関連損失見込額を計上しております。
- ④ ポイント引当金……………ポイントカードにより顧客に付与されたポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。
- ⑤ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（退職一時金制度については5年、確定給付企業年金制度については1年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 消費税等の会計処理方法……………消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっておりません。

(表示方法の変更に関する注記)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度より適用し、個別注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

(固定資産の減損)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	15,687,818千円
無形固定資産	273,509千円
投資その他の資産	734,239千円
減損損失	185,164千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)算出方法

当社は、原則として各店舗を基本単位としてグルーピングをしております。また、同一敷地内の複合施設につきましては1つの資産グループとしてグルーピングをしております。

各資産グループについて、継続して営業損益がマイナスとなっている等の減損の兆候が識別された資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計額が帳簿価額を下回るものについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は使用価値または正味売却価額のいずれか高い方としております。

(2)主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、売上高の予測を主要な仮定としております。売上高の予測においては、各店舗の過去の売上実績を基礎とした売上高変動率を用いております。

3. 翌事業年度の計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの見積りに用いた主要な仮定は、消費マインドの変化や、競合店舗の出店等による商圈環境の変化などの影響を大きく受けるため、不確実性を伴うものであります。したがって、これらの仮定の前提となる状況の変化等により、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

2023年2月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

2023年2月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

担保提供資産

(帳簿価額)

土地

3,969,762千円

建物

634,551千円

計

4,604,314千円

担保されている債務

短期借入金及び長期借入金 (1年内返済予定含む)

4,175,030千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

21,185,432千円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権

178千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引

営業取引高

営業収入

240千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

8,331,164株

2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式

219,396株

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基準日	効 力 発 生 日
2021年5月28日 定時株主総会	普通株式	120,973千円	15円00銭	2021年 2月28日	2021年 5月31日

4. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年5月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	121,676千円	15円00銭	2022年 2月28日	2022年 5月30日

5. 当事業年度の末日において会社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数 該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

建設協力金並びに敷金は主として新規出店時に賃貸物件を利用する際の貸主に対して差し入れる建設協力金並びに敷金であり、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに取引先ごとの信用状況を把握する体制をとっております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日のものであります。

短期借入金には運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は主として設備投資に係る資金調達であります。これらにつきましては、金利動向によっては、利息の負担増など、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。資金調達を行う際は、金利動向を十分に把握して、利息負担を管理する方針であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. を参照下さい。）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,398,587	1,398,587	—
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	271,377	271,377	—
(3) 建設協力金（※1）	726,276	737,736	11,460
(4) 敷金	1,669,622	1,592,459	△77,162
資産計	4,065,863	4,000,161	△65,702
(1) 支払手形及び買掛金	2,951,285	2,951,285	—
(2) 電子記録債務	3,901,829	3,901,829	—
(3) 短期借入金	300,000	300,000	—
(4) 未払金	664,897	664,897	—
(5) 設備関係支払手形	53,900	53,900	—
(6) 長期借入金（※2）	9,657,744	9,588,597	△69,146
負債計	17,529,655	17,460,509	△69,146

（※1）貸借対照表では流動資産にある、1年以内に償還される建設協力金（貸借対照表計上額92,645千円）も含めて表示しております。

（※2）貸借対照表では流動負債にある、1年内返済予定の長期借入金（貸借対照表計上額2,296,306千円）も含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。

(3) 建設協力金並びに (4) 敷金

これらの時価については、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定してしております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金、(4) 未払金並びに (5) 設備関係支払手形

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

時価については元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式	3,000
非上場株式	29,175
合計	32,175

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産 (2) 投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	21,411千円
賞与引当金	51,931千円
退職給付引当金	723,693千円
ポイント引当金	83,700千円
減価償却費	87,800千円
減損損失累計額	708,229千円
資産除去債務	161,829千円
その他	41,822千円
繰延税金資産小計	1,880,420千円
評価性引当額	△1,405,509千円
繰延税金資産合計	474,911千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△16,907千円
資産除去債務に対応する除去費用	△56,905千円
前払年金費用	△1,151千円
繰延税金負債合計	△74,964千円
差引：繰延税金資産の純額	399,947千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.46%
(調整)	
住民税均等割	6.12%
評価性引当額	4.31%
永久差異	0.10%
その他	△0.04%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.95%

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、灯油給油販売施設について、リース契約により使用しております。

当事業年度の末日におけるリース物件の取得原価相当額	207,063千円
当事業年度の末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額	161,511千円
当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料相当額	45,551千円

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,535円40銭
2. 1株当たり当期純利益	74円96銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 退職給付関係に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社が採用している退職給付制度は、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度であります。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	2,792,901千円
勤務費用	152,114千円
利息費用	15,640千円
数理計算上の差異の発生額	14,775千円
退職給付の支払額	△182,199千円
退職給付債務の期末残高	2,793,233千円

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	393,976千円
期待運用収益	4,924千円
数理計算上の差異の発生額	3,291千円
事業主からの拠出額	38,685千円
退職給付の支払額	△21,170千円
年金資産の期末残高	419,707千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	424,305千円
年金資産	△419,707千円
	4,598千円
非積立型制度の退職給付債務	2,368,927千円
未積立退職給付債務	2,373,525千円
未認識数理計算上の差異	△1,423千円
未認識過去勤務費用	－千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,372,102千円
退職給付引当金	2,375,882千円
前払年金費用	△3,779千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,372,102千円

④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	152,114千円
利息費用	15,640千円
期待運用収益	△4,924千円
数理計算上の差異の費用処理額	3,082千円
過去勤務費用の費用処理額	－千円
確定給付制度に係る退職給付費用	165,912千円
⑤ 年金資産に関する事項	
生保一般勘定	100%
合計	100%
⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項	
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎	
割引率	0.6%
長期期待運用収益率	1.3%
予想昇給率	3.0%

2. 減損会計に関する注記

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場 所	北栄店（鳥取県北栄町）外合計6店舗等
用 途	店舗等
種 類	建物等

当社は、原則として店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。また、同一敷地内の複合施設につきましては1つの資産グループとしてグルーピングをしております。

主に収益性が低下した上記の資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失185,164千円（建物126,572千円、構築物19,402千円、長期前払費用36,388千円、その他2,800千円）として特別損失に計上いたしました。

資産グループの回収可能価額は、使用価値又は正味売却価額によっております。使用価値につきましては、将来キャッシュ・フローを1.8%で割り引いて算定しており、正味売却価額につきましては、主として重要な資産は不動産鑑定士による不動産鑑定評価により、それ以外の資産は不動産鑑定評価に準ずる方法等により算定しております。

3. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸契約及び定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を建物等の耐用年数（主に34年）と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回り（主に2.118%）を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	521,246千円
時の経過による調整額	8,644千円
その他の増減（△は減少）	1,395千円
期末残高	<u>531,286千円</u>

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年4月8日

株式会社 ジュンテンドー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 俵 洋 志
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高 藤 顕 広
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジュンテンドーの2021年3月1日から2022年2月28日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、コンプライアンス委員会、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、「会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を会計監査人から受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2022年4月12日

株式会社ジュンテンドー 監査役会

常勤監査役 濱 廣 一 雄 ㊞

社外監査役 羽 柴 克 郎 ㊞

社外監査役 牛 尾 義 昭 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金15円
配当総額は121,676,520円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年5月30日

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
(新 設)	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以上

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

メ モ

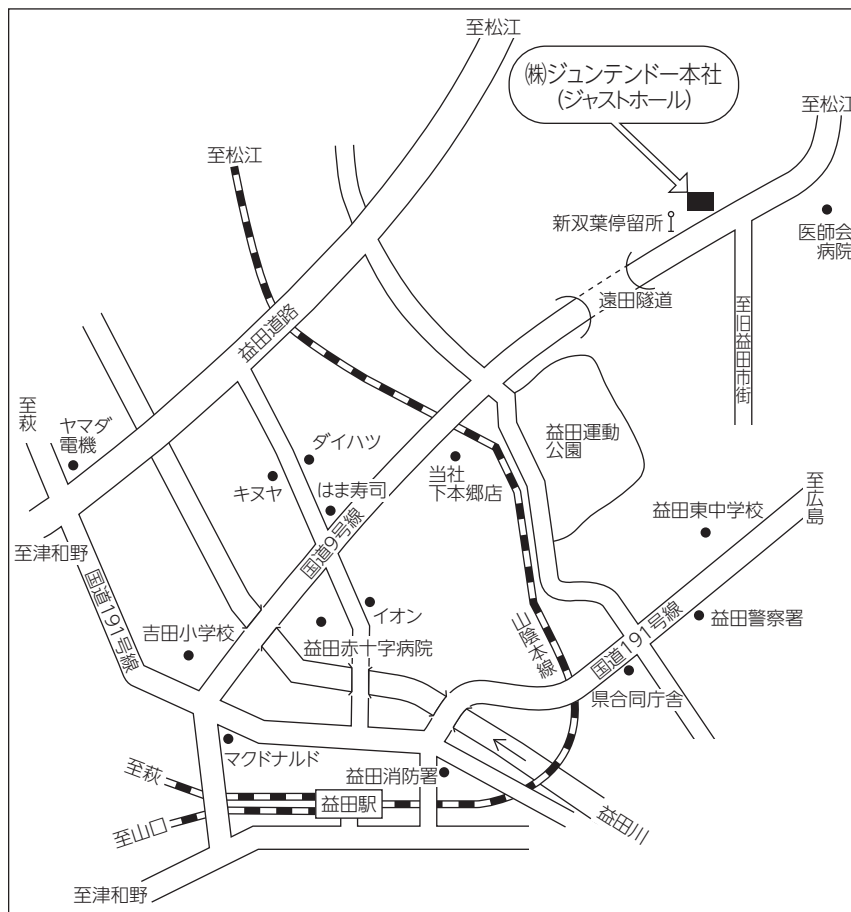
A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内略図

島根県益田市遠田町2179番地1

当社本社 (ジャストホール)

電話 0856-24-2400 (代表)



(交通) JR益田駅から石見交通バスで土田、浜田行の新双葉停留所下車徒歩1分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。